⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

１）四国地方整備局における平成27・28年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であって、（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。

２）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記１）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

３）当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

４）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

１）平成12年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。また、製作と架設が別契約の場合は合わせて１件の工事と見なす。

下記のａ～ｄの要件をいずれも満たす橋梁工事

ａ　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

ｂ　橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋であること。ただし、鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

ｃ　最大支間長が30m以上であること。

ｄ　架設工法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法（クローラクレーン）

・トラッククレーン（クローラクレーン）ステージング工法

ただし、上記ａからｄは同一工事であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

２）建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

３）建設業法の鋼構造物工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈼」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い　６⑴１）の認定（６⑴１）の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴１）の認定を受けていない構成員が６⑴１）の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴１）の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴１）の認定又は６⑴１）の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴１）の四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成27―28年度国分川橋上部工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより入札参加者の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成27年８月20日

独立行政法人国立病院機構

神戸医療センター院長　森田　瑞穂

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　28

○第 09205 号（№09205）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　購入物品及び数量　Ｘ線ＴＶ装置　１式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成27年９月21日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒654―0155 兵庫県神戸市須磨区西落合３－１－１　独立行政法人国立病院機構神戸医療センター企画課長　長谷川浩司　電話078―791―0111　内線411

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成27年８月20日から平成27年９月21日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be procured : X-ray television system 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 P.M. September, 21, 2015

⑷　Contact point for the notice : Hiroshi Hasegawa, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Kobe Medical Center, 3―1―1 Nishiochiai, Suma-ku, Kobe-shi, Hyogo-ken 654―0155, Japan. TEL 078―791―0111 ext. 411

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成27年８月20日

独立行政法人国立病院機構

都城医療センター院長　井口　厚司

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　45

○第 14809 号（№14809）

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報システム一式及び５年間の保守委託業務

２　意見の提出方法

⑴　意見の提供期限　平成27年９月24日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒885―0014 宮崎県都城市祝吉町5033番地１　独立行政法人国立病院機構都城医療センター企画課長　大田　四郎　電話0986―23―4111

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成27年８月21日から平成27年９月24日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。